

中種子町告示第 114 号

中種子町予防接種事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 9 月 10 日

中種子町長 田淵川 寿広



中種子町予防接種事業実施要綱の一部を改正する要綱

中種子町予防接種事業実施要綱(令和 6 年告示第 73 号)の一部を次のように改正する。

別表中,「予防接種法施行令第 3 条第 1 項の規定以外のインフルエンザ」を「予防接種法施行令第 3 条第 1 項の規定以外のインフルエンザ(皮下接種)」に改める。

別表中,新たに種類として「予防接種法施行令第 3 条第 1 項の規定以外のインフルエンザ(経鼻噴霧)」を追加し,対象者として「予防接種法施行令第 3 条第 1 項の規定以外の接種日において 2 歳以上 19 歳未満」,回数の上限として「1」,実施期間として「10 月 1 日から翌年 1 月末まで」を追加する。

別表中,「3,500」および「15,600」を「当該年度における中種子町と医師会・医療機関等との契約額」に改める。

附 則

この要綱は,公布の日から施行し,令和 8 年 10 月 1 日から適用する。